

NO	カテゴリー	質問内容	回答内容
1	スケジュール	一次公募・二次公募での違いは。／採択件数はそれぞれの公募で決まっているのか。	一次公募・二次公募の間で、対象経費や補助率に違いはありませんが、事業期間は二次公募のほうが短くなります。 二次公募についても一次公募同様に5件程度の採択を予定しております。
2	スケジュール	事業終了期日(2022年3月末)までに事業が完了しない場合はどうなるのか。	補助が受けられなくなる可能性がありますので、申請の際はその可能性も加味してご検討ください。
3	スケジュール	採択されれば、すぐに補助事業を開始して良いか。／補助対象経費とする契約はいつから可能か。	採択決定後に交付申請書を提出いただき、交付決定を受けた後でないと、補助事業は開始できません。なお、交付決定通知の大まかなスケジュールは、二次公募での採択事業者は令和4年10月下旬以降となります。
4	スケジュール	補助事業はいつまでに完了する必要があるか。／事業完了とはどういった状況を指すのか。	令和5年3月31日までに完了していただく必要があります。「事業完了」とは、現況調査、文献調査等が完了し、委託先等に経費が支払われた状態を指します。
5	スケジュール	令和5年3月にしないと補助金が支払われないのか。	原則、各補助事業の事業完了後、確定検査等の必要な手続き終了後に支払われる予定です。なお事業終了前の支払い(概算払)を行う際は、財務省の承認を受ければ可能です。詳細は担当課まで予めお問い合わせ下さい。
6	スケジュール	事業期間の延長の可能性はないのか。	原則、延長は認められません。特段の事情がある場合、個別にご相談ください。
7	スケジュール	委託・外注費として他の事業者へ委託・外注する場合、交付決定前に補助事業者(地方公共団体)側においてプロポーザルによる業者選定(契約締結前までの手続き)を行っても問題ないか。	補助事業事務処理マニュアルに記載のとおり、経費の計上は、交付決定日以降に発生(発注)したもので、事業期間中に終了(支払)したものが対象となります。 発注者を決定する前の段階(見積徴取)までは手続可能ですが、地方公共団体において委託・外注するための入札公告を行うことは、実質的に発注と同義であり事業着手に直結するため、原則認められません。 なお、交付決定を受ける前の手続は、あくまで事業者の単独事業にすぎないため、当該作業に係る経費は補助対象外となります。
8	補助対象申請者	対象は地方公共団体とあるが、都道府県、市区町村いずれも申請可能か。／地方公共団体の規模によって補助率が変わるか。	都道府県、市区町村いずれの団体も申請可能です。 地方公共団体の規模によって補助率が変わることはなく、一律1/2となります。
9	補助対象申請者	一次公募で不採択になった申請者が、二次公募でもう一度応募することは可能か。	可能です。

NO	カテゴリー	質問内容	回答内容
10	補助対象申請者	公募要領1-3に「事業実施期間中に具体的な民間事業者及び計画が決定となる見込みのものは(略)対象外」とあるが、採択決定後にデータセンター事業者から進出計画が持ち上がった場合、補助に影響を及ぼすか。	将来の事業者の進出計画までは把握できませんので、申請時点でデータセンターの進出が見込まれる地域での調査について対象としない、と理解頂ければと思います。
11	補助対象経費	既に着手済みのもものは対象になるか。／事前着手は認められるか。／どこからが事前着手か。	交付決定後に発注し、事業期間内に完了する調査等について対象とするので、認められません。また、本補助金で事前着手制度は定めておりません。交付決定日前に、委託契約、仮契約、金銭の授受が発生する場合など締結された契約に拘束力が発生する場合は、事前着手に該当します。
12	補助対象経費	採択後、補助対象経費が応募時に予定していた額より増加／減少した場合、補助金額は増額／減額するのか。	補助対象経費が採択後に増額になったとしても、補助金額は採択額が上限となります。減少した場合は、確定検査を経て真に掛かった費用のみ対象となります。
13	補助対象経費	旅費／会議費は、補助対象経費とならないのか。	公募要領7-1に記載のとおり、旅費／会議費を補助対象の経費項目とすることは出来ませんが、委託・外注費として別途事業者と契約する場合にその対象として旅費／会議費を計上することは可能です。
14	補助対象経費	消費税は補助金額に含むことができるのか。	公募要領7-3に記載のとおり、地方公共団体の場合、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定します。なお、申請者側が、消費税等を補助対象経費としないことを要望すればこの限りではありません。
15	補助対象経費	地方公共団体の場合、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定すること、地方公共団体から他の事業者に委託・外注事業として実施する場合も、消費税を計上して差し支えないか。	交付要綱及び募集要領において記載のとおり、補助事業者(地方公共団体)は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに御報告いただくとともに返還いただくこととなります。補助事業者及び委託先との間における消費税の扱いは、各補助事業者において適切に処理をお願い致します。
16	補助対象経費	公募要領1-3(2)調査内容について、地質調査や用地測量、その他の計量計測は対象外とあるが、受託事業者が実施する場合も対象とできないのか。	他の事業者に委託・外注する場合も対象外となります。
17	申請書記載	様式2の1-(1)「補助事業の実施方法には、具体的にどんなことを書けばよいのか。	公募要領1-3「事業内容」や5-2「審査・採択基準」を踏まえて、申請者が調査したい項目や民間の調査会社に委託するなどの具体的な調査方法についてご記載下さい。
18	申請書記載	様式2の1-(3)「補助事業の効果」には、具体的にどんなことを書けばよいのか。	FS調査実施によりまとめた内容について、調査実施後どのように活用していくのかをご記載下さい。

NO	カテゴリー	質問内容	回答内容
19	申請書記載	様式2の3-(2) 財務諸表(財政状況を示す資料)は、地方公共団体の場合何を提出すればよいか。	「統一的な基準による財務書類」の他、各地方公共団体の歳入・歳出がわかる資料をご提出下さい。財政指標について言及して頂く必要はございません。
20	申請書記載	様式3の(4)及び(5)インフラ整備状況は、本件の調査事業の中でまさに調査したい項目であり、詳細に記載出来ないがどうすればよいか。	記載できる範囲で判明しているものをご記載頂き、調査項目としたい旨についても併せてご記載下さい。
21	申請書記載	実施可能性調査を実施するにあたって、地方公共団体側で負担する事業費について、予算が成立・確保出来ない段階での応募は可能か。	応募・採択の段階では、予算の成立・確保の可否は問いませんが、交付申請の段階では裏付けとなる予算を定めることとしますので、ご留意下さい。
22	申請書記載	交付申請書について、地方公共団体の場合、「幹部名簿」は誰を記載すればよいか。	本件調査を実施する部署の担当管理職以上の方をご記載頂ければと思います。地方公共団体の首長のご記載の必要はございません。
23	申請書記載	様式2の2-(2) 実施体制について、地方公共団体から調査を委託する委託先は申請時点で具体的な事業者名の記載が必要か。／申請後に決定する場合もあると思うがどうすればよいか。	具体的な委託先をご記載下さい。申請段階では委託先が決定しない場合は、様式2の1-(2)実施体制の欄に、「※具体的な委託先については、〇〇後に▲▲を経て決定予定のため、◆◆社は現時点で想定している事業者」等記載下さい。 具体的な委託先を記載頂くことで、実際に事業を委託できる事業者が存在するのかに加え、事業費を算出する上で事前に見通し・計画を立てているかを判断させていただきます。
24	申請書記載	様式2の4 補助金見込額等の事業費について、全額「委託・外注費」としても問題はないか。	問題ございません。様式2の1「補助事業の目的及び内容(事業の実施方法)」の箇所等で、具体的な委託・外注の内容を記載下さい。
25	電子申請/メール申請	社内システムでの制約等でJ Grantsを利用できない場合、ほかに申請する方法はあるか。	原則、J Grantsを利用した電子申請をお願いしております。どうしても利用できない等の事情があれば、電子メール・郵送での申請も受け付けます。公募要領等をご覧いただき、必要事項を記入の上、期日までに申請をお願いいたします。なお、FAXでの申請は受け付けておりません。 申請が届いているかどうかの確認については、適宜担当課までお電話下さい。申請者には念のため担当課からも到着した旨のご連絡は差し上げます。

NO	カテゴリー	質問内容	回答内容
26	電子申請/メール申請	電子申請の方法が分からない。/Jグランツに関する質問を補助金問い合わせ先に連絡したい。	Jグランツのシステムに関するお問い合わせは補助金担当では受付できませんので、Jグランツページの「よくあるご質問」ページ、FAQチャットボット、マニュアル等をご参照いただきますようお願いいたします。
27	電子申請/メール申請	電子メールにて申請書を送信したが、何度送信しても送信エラーとなる。何か考えられる理由はあるか。	電子メールの添付ファイルの容量が大きい場合(概ね10MBを超える場合)、経済産業省側でメールを受信出来ない仕様となっております。複数に分割した上でお送り下さい。
28	電子申請/メール申請	申請を行った際に、申請が事務局へ到着しているか確認をすることは出来るか。	電子メールで申請があった場合、内容を確認した後事務局より返信を行います。郵送やJグランツで申請頂いた場合はお手数ですが、電話もしくは電子メールにて到着の確認を頂ければ返答させていただきます。
29	その他	本データセンターのFS調査と別の施設(例えば物流施設)の誘致に向けた調査事業を、同じ予算・同じ委託契約で実施したいと考えているが、FS調査の部分のみを本補助金の交付対象と出来るか。	本補助事業は、データセンターの立地及び事業実施の可能性に関する調査のみが対象となりますので、別の調査を合わせた委託調査の場合補助の対象と出来ない場合がございます。申請前に担当課まで予めお問い合わせ下さい。
30	その他	本事業の採択決定を受けた後、交付申請まで1ヶ月以上の期間が空いてもよいか。/採択決定の結果を以て議会で予算化を図りたいが問題ないか。	採択決定後から交付申請までの目安期間は設けておりませんが、公募要領5-2に記載のとおり、「実施スケジュール」や「事業を遂行するための資料、資金調達能力」は審査・採択の基準となっており、交付決定以降の事業実施期間を十分に確保いただくことが望ましいと考えております。
31	その他	複数のデータセンターの候補地の調査は可能か。/小さな面積の土地を複数足し合わせて目安となる10ha程度の候補地とすることでも問題ないか。	公募要領1-5応募資格①に記載のとおり、複数候補地の調査は可能です。目安となる10haについて、必ずしも土地として連続している必要はありませんが、データセンターの拠点として一体と見なせる近接性をもったエリアについて調査を実施して下さい。
32	その他	公募要領5-3採択結果の決定及び通知について、「経済産業省のホームページで公表」とあるが何を公表されるのか。	採択された申請者名(地方公共団体名)のみの公表を予定しております。申請書類の公表は致しません。
33	その他	本事業の調査結果について地方公共団体において利用制限はあるか。	特段利用制限を設ける予定はございません。